



伊勢丘交番



福山東警察署 伊勢丘交番 084-947-0079

交番・駐在所の加入電話が
廃止されます！！



来年からは、交番や駐在所
にご要件がある場合にも、
警察署の代表電話番号に
かけてくださいね

令和6年12月31日をもって、県下一部交番・駐在所を除き、交番・駐在所に設置している加入電話が廃止され、令和7年1月1日以降は各警察署の代表電話番号へ統一されることとなりました。

福山東警察署では、全ての交番・駐在所へ設置していた加入電話が廃止となり、福山東警察署の代表電話番号(084-927-0110)へ統一されます。

交番・駐在所へお問合せの際には、福山東警察署の代表電話番号へおかけいただき、自動音声に従ってお問合せ先の番号を選択することで交番・駐在所につながります。

※統一日以降に、交番・駐在所へ電話された場合、約3か月間は「福山東警察署へおかけください」旨の音声アナウンスが流れます。

緊急の事件・事故の場合には迷わず110番通報をお願いします。

令和6年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の実施について

(1) 運動期間

令和6年12月1日(日)から12月10日(火)までの10日間

(2) スローガン

「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」

- 自転車は「車両」であるということを前提に「自転車安全利用五則」を徹底し、正しい交通ルールやマナーを理解して実践しましょう。



道路交通法の改正(本年11月1日施行)

自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止

自転車運転中に携帯電話等の無線通話装置を通話のために使用することや、スマートフォン等の画像を注視することを禁止する規定について、自転車についても自動車及び原動機付自転車と同様に全国斉一の禁止規定が設けられ、罰則も強化されています。

